

(行政報告)

## 旧庁舎跡地活用に係る優先交渉事業者の決定について

総合政策部

旧庁舎跡地は、令和元年度に建物等の除却が完了し、現在は、砂利を敷き周辺をネットフェンスで囲うなどの安全対策をしながら、適切な管理に努めているところでございます。

土地利用につきましては、これまでに売却や公共的利用、民間活用などの検討を進めてまいりました。その結果、旧庁舎跡地は、JR宇都宮線白岡駅から東に約300メートルのところに位置した大変利便性の高い土地であること、隣接する中央公民館その他の公共施設の建て替えなどを考慮し、将来的に公共的利用を行うことが望ましいと判断したものであります。

そのため、公共的に利用するまでの期間については、貸出しすることとし、民間事業者が自ら行う収益事業に貸し出すことで、公的な費用負担の削減と民間のノウハウを活用したまちづくりを推進し、隣接する中央公民館を含めた周辺地域の新たな賑わいを創出してまいりたいと考えております。

このたび、令和3年12月6日から28日までの期間に公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、1事業者の応募がございました。

1月には、白岡市旧庁舎跡地活用事業事業者選定委員会において1次評価（書類審査）及び2次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）を実施し、認可保育所などの保育事業に関する提案がありました社会福祉法人光彩会（埼玉県さいたま市）を優先交渉事業者を選定したところでございます。

現在は、契約に向けた調整を進めているところでございまして、今後、事業用定期借地権を設定した契約を速やかに締結することで、土地の賃貸借料を確保しながら、民間のノウハウを活用したまちづくりを推進してまいります。